

「群馬のふるさと伝統文化」 支援事業補助金

地域の伝統文化を継承していくための活動を応援します！

対象事業

戦前発祥の伝統文化で
次の5つのメニューのいずれかに該当するもの

補助メニュー	内容	代表的な補助事例	補助上限額
① 伝統文化映像記録事業	地域の伝統文化を映像に記録・公開する事業	祭囃子実演の映像記録・上映会	20万円
② 伝承者養成事業	伝統文化の伝承者(後継者)を養成する事業	篠笛奏者の養成(合同講習会の開催)	20万円
③ 伝統文化継承活動事業	地域の伝統文化の継承に資する事業	道具・衣装等の補充・修繕、伝統文化の復活	20万円
④ こども伝統文化継承事業	こどもたちに伝統文化を体験・修得させる事業	子どもお囃子教室の開催	20万円
⑤ 地域伝統文化サポーター事業	伝統文化の継承活動を支える活動を行う事業	地域の伝統芸能が一堂に会する発表会の開催	20万円

応募の流れ



応募期限

令和7年5月16日(金)消印有効

提出先

団体所在地の市町村役場(文化振興担当課)

募集要項、留意事項をご確認のうえご応募ください。
補助金の交付は群馬県から委託された公益財団法人群馬県教育文化事業団が行います。



募集の詳細及び計画書の様式については、ホームページにも掲載しています。
<https://www.gunmabunkazigyodan.or.jp/>



申請手続きの解説動画公開中
<https://youtu.be/0dfTj2QuA8w>

■お問い合わせ先■

(公財)群馬県教育文化事業団
事業支援課

電話:027-243-7200 FAX:027-221-4082

メール:gecf-hojo@gunmabunkazigyodan.or.jp

募 集 要 項

対象事業

表紙のとおり

(太鼓の購入・獅子頭の修繕・子どもお囃子教室の開催・伝統文化の復活・伝統芸能のDVD化等)

補助率

補助の対象となる経費の2/3以内(補助上限額の範囲内)

対象期間

単年度※令和7年度に実施する事業

(ただし、令和7年4月1日から令和8年2月末日までに実施する事業)

対象経費

事業の実施に必要な不可欠な直接的経費と認められる以下のものです。

映像制作費、会議開催費、消耗品費、調査研究費、講習会・発表会等に係る諸費用、広報費、備品購入費、修繕費、事業実施団体の構成員以外に対する指導謝金や交通費、会議開催時の飲み物やイベント当日の講師・スタッフ・出演者の弁当等に係る費用(単価800円以内・上限6万円)、委託料等

※ ①伝統文化映像記録事業及び⑤地域伝統文化サポーター事業については、備品購入費、修繕費は対象外経費となります。

※ 団体の運営費と認められる経費(定期総会の開催費等)は対象外となります。

対象団体

県内で活動する団体のうち、地域の伝統文化を次世代に残そうとする意欲のある団体(任意団体またはNPO法人)で、次のすべての条件に適合する団体です。

- 1 伝統文化に関する事業の実施経験(継承活動を含む)を有すること
- 2 定款、寄付行為に類する規約等を有すること
- 3 事業を適正に執行できる組織を有すること
- 4 自ら経理し、監査する会計組織を有すること
- 5 活動の本拠となる事務所等を有すること
- 6 役員等が、暴力団と関係しない者であること

対象外事業

次に掲げる事業は、原則として補助対象外です。

- 1 県費補助及び県関係団体の助成を受けている。
- 2 特定の政治または宗教活動である。
- 3 専ら営利を目的としている。
- 4 団体の運営費の確保を目的としている。
- 5 企業、職能団体等の団体内の活動である。

留 意 事 項

・原則として、戦前発祥の伝統文化が対象となります。

・過去に①～④のメニューで補助金を受けた団体であっても、10年の間隔があていければ同じメニューで補助を受けることができます。

・令和7年4月1日～令和8年2月末日までにかかった経費が補助の対象となります。

・過去に採択歴の無い団体、利用頻度の少ない団体から優先的に採択いたします。

・備品の修繕や買替を行う場合、修繕・買替前後の写真及び納品書等が必要です。

・領収証等の宛名は、申請団体名と同じでなければなりません。

・事業終了後、実績報告書を提出してください。必要な手続きの詳細は、採択後にお知らせします。実績報告書の提出期限は、事業完了から30日以内又は令和8年3月10日のいずれか早い日です。